

1. 件 名：京都大学研究用原子炉（KUR）の設計及び工事の計画の承認申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和4年7月12日（火） 9時45分～10時50分
3. 場 所
 - （1）原子力規制庁 10階打合せ卓
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
教授 他4名
5. 議事要旨
 - （1）京都大学から、京都大学研究用原子炉（KUR）の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請（中央管理室の機能移転、火災対応機器、放送設備の設置）に係る審査会合（令和4年4月28日開催 第437回）における指摘事項及びその後のヒアリングにおける確認事項に対する回答について、資料1及び資料2に基づき説明があった。
 - （2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について求め、京都大学から了解した旨回答があった。
 - 資料1の表1について、位置付け④「設置変更承認申請書に記載があるが、設置許可基準規則及び技術基準規則の適合性からは必ずしも必要な設備ではないもの」と整理している項目は、当該整理の考え方を説明すること。
 - 資料2の表1について、各項目の監視できなくなる期間において作業工程が重なる場合の必要要員の確保について説明すること。
6. 配付資料
 - 資料1：KUR設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）に係るコメント回答
 - 資料2：KUR設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）に係るコメント回答